

中小企業退職金共済制度の改正内容

(平成23年1月1日施行)

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第119号）が平成22年11月12日に公布され、平成23年1月1日から施行となります。

この資料は、これに伴う中退共制度の改正内容を整理したものです。

【目次】

〔Ⅰ〕 中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令について

- 1 趣旨
- 2 概要

〔Ⅱ〕 改正の具体的な内容

- 1 加入時の取扱いについて
- 2 掛金負担軽減措置（掛金助成）について
- 3 加入中の届出について
- 4 退職時の取扱いについて

〔Ⅰ〕 中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令について

1 趣 旨

これまで、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共制度」という。）が適用される「従業員」の範囲については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等が適用される労働者の範囲と同様であると整理されてきましたが、雇用・経済情勢が特に悪化し退職後の従業員の生活保障の重要性が改めて認識される中で、事業主と生計を一にする同居の親族（以下、「同居の親族」という。）を雇用する事業に雇用される者であっても、使用従属関係が認められる者が存在することが明らかになりました。今般、こうした実態を踏まえ、同居の親族のみを雇用する事業に雇用される者であっても、使用従属関係が認められる同居の親族については、中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）の「従業員」として取り扱うこととし、これに必要な改正が行われました。

2 概 要

本改正により、同居の親族のみを雇用する事業所にあっても使用従属関係が認められる場合には、中退共制度に加入できるようになるとともに、既に被共済者となられている方を含め同居の親族に関する手続が変更になりました。主な内容は次のとおりです。

（1）加入時の手続き

- 退職金共済契約の申込みの際に、
 - ① 申込者が同居の親族のみを雇用する者である場合には、その旨
 - ② 被共済者となる者が申込者の同居の親族である場合には、その旨を、退職金共済契約申込書に記載する必要があります。
(中小企業退職金共済法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 5 号)

- 事業主が同居の親族を中退共制度へ加入させる際は、退職金共済契約申込書に、以下の書類の添付が必要です。
 - ① 同居の親族が、事業所に雇用される者で、賃金を支払われる者であることを確認できる書類
 - ② 同居の親族が、小規模企業共済制度の共済契約者でないことを誓約する書類(中小企業退職金共済法施行規則第 4 条第 2 項第 4 号)

（2）過去勤務期間としない期間

小規模企業共済制度の共済契約者であった期間は、過去勤務期間の対象から除外されます。
(中小企業退職金共済法施行規則第 54 条)

（3）掛金負担軽減措置

掛金負担軽減措置の対象には、同居の親族のみを雇用する事業所は含まれません。
(中小企業退職金共済法施行規則第 45 条及び第 46 条)

(4) 退職時の手続き

同居の親族の退職時の届出には、以下の書類の添付が必要です。

① 当該同居の親族が、事業所に雇用される者で、賃金を支払われる者であったことを確認できる書類

② 退職の事由を証する書類

※ 同居の親族のみを雇用する事業所に雇用されている場合は、転職、又は傷病、高齢その他これらに準ずる事由によって退職する場合であって、その後同じ事業所に雇用されることが見込まれないことを証する書類の提出が必要です。

(中小企業退職金共済法施行規則第72条第2項)

(5) その他

小規模企業共済制度の共済契約者は、中退共制度の被共済者にはなれません。

(中小企業退職金共済法施行規則第3条)

(6) 施行期日

平成23年1月1日から施行されます。

〔Ⅱ〕 改正の具体的な内容

1 加入時の取扱いについて

(1) 退職金共済契約申込書による確認

① 同居の親族のみを雇用している事業所であるか否かの確認(新規申込み時)

② 加入させる従業員が同居の親族か否かの確認(新規・追加申込み時)

なお、同居の親族のみを雇用している事業所であるか否かについては、中退共制度への加入実態ではなく、雇用実態で判断します。

(2) 同居の親族が使用従属関係のある従業員であることを確認するための書類の提出

共済契約申込書の加入させる従業員が同居の親族であるか否かの確認欄に、同居の表示をして申込みされた場合は、中小企業退職金共済事業本部(以下、「中退共本部」という。)から事業所へ、次の使用従属関係が確認できる書類の提出をお願いします。

イ 申込み従業員についての確認書(チェックシート)

(チェックシートは、小規模企業共済制度に加入していないこと及び使用従属関係があることの確認書類として中退共本部から事業所へ送付します。)

ロ 労働条件通知書の写し(ない場合は労働条件確認書)

ハ 賃金の支払いがあることが確認できる書類(賃金台帳、経費帳又は所得税源泉徴収簿のいずれかの写し)

(3) 過去勤務期間について

過去勤務期間については、新規申込み時までの継続して雇用された期間で最高10年間を通算期間とすることができますが、過去に小規模企業共済制度に加入していた場合には、その期間は通算できません。

2 掛金負担軽減措置（掛金助成）について

(1) 新規加入助成（参考1を参照）

同居の親族のみを雇用する事業所の場合は、掛金の負担を軽減する措置「新規加入助成」の対象とはなりません。

また、新規加入時に同居の親族のみを雇用する事業所が、同居の親族以外の従業員を雇用する事業所になった場合は、その旨の届出（3を参照）があっても新規加入助成の対象にはなりません。

なお、新規加入時において、同居の親族以外の従業員を雇用する事業所であって、新規加入助成の対象となっていた事業所が、同居の親族のみを雇用する事業所になったときは届出が必要です。この場合は新規加入助成の対象から除外され、掛金請求額より助成額は控除されなくなります。

(2) 月額変更助成（参考2を参照）

同居の親族のみを雇用する事業所の場合は、従業員の掛金月額を増額した場合の掛金の負担を軽減する措置「月額変更助成」の対象とはなりません。

また、同居の親族以外の従業員を雇用する事業所が、同居の親族のみを雇用することになったときは届出が必要です。この場合は助成対象事業所から除外され、掛金請求額より助成額は控除されなくなります。

なお、同居の親族のみを雇用する事業所が、同居の親族以外の従業員を雇用することになったときは届出が必要です。この場合は月額変更助成の対象となり、実際に掛金月額変更届が提出されれば、掛金請求額より助成額が控除されることとなります。

3 加入中の届出について

(1) 事業所の雇用実態に変更があった場合

同居の親族のみを雇用する事業所が同居の親族以外の従業員を雇用することになった場合、又は、同居の親族以外の従業員を雇用する事業所が同居の親族のみを雇用することになった場合は、速やかにその旨の届出が必要です。

(2) 加入している従業員のうちの同居の親族について変更があった場合

同居の親族でなかった従業員が同居の親族となった場合、又は、同居の親族であった従業員が同居の親族でなくなった場合は、速やかにその旨の届出が必要です。

(3) 同居の親族についての定期的な確認

同居の親族についての使用従属関係を確認するため、中退共本部から定期的に以下の書類の提出を求めます。

- イ 従業員についての確認書（チェックシート：使用従属関係の確認）
- ロ 賃金の支払いがあったことを確認できる書類（賃金台帳、経費帳又は所得税源泉徴収簿のいずれかの写し）

4 退職時の取扱いについて

(1) 添付書類

同居の親族である従業員が退職する場合には、事業所が提出する「被共済者退職届」に以下の使用従属関係があったことが確認できる書類の添付が必要です。

- イ 退職従業員についての確認書（チェックシート：使用従属関係の確認）
- ロ 労働条件確認書
- ハ 賃金の支払いがあったことを確認できる書類（賃金台帳、経費帳又は所得税源泉徴収簿のいずれかの写し）

同居の親族のみを雇用する事業所の従業員が退職する場合は、「被共済者退職届」及び上記イ、ロ、ハの書類以外に、「転職、又は傷病、高齢その他これらに準ずる事由」により退職するものであることを証する「退職事由証明書」の添付が必要です。これらの事由に該当した場合のみ退職金が支給されます。

なお、退職事由がこれら以外の場合は、共済契約の解除として解約手当金を支給します。

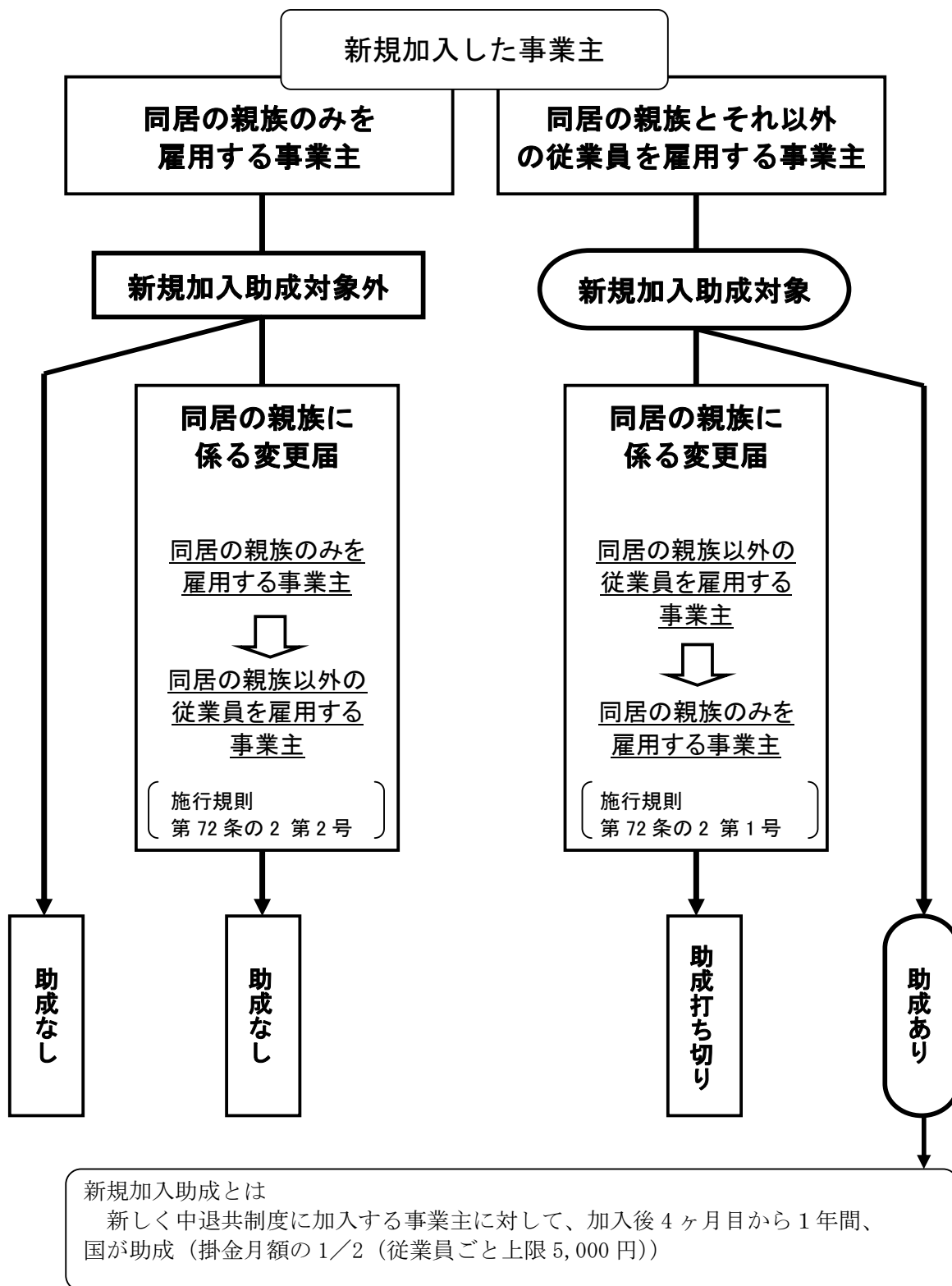
また、育児・介護等を理由として、一時的に職を離れる場合は、一般の従業員の方と同様に休職として取り扱うことができます。

(2) 同居の親族のみを雇用する事業所を退職した場合の再加入について

同居の親族のみを雇用する事業所における従業員は、原則として、再度、同一の事業所で事業主の同居の親族として加入することはできません。

新規加入助成の流れ

(同居の親族を雇用している事業主)

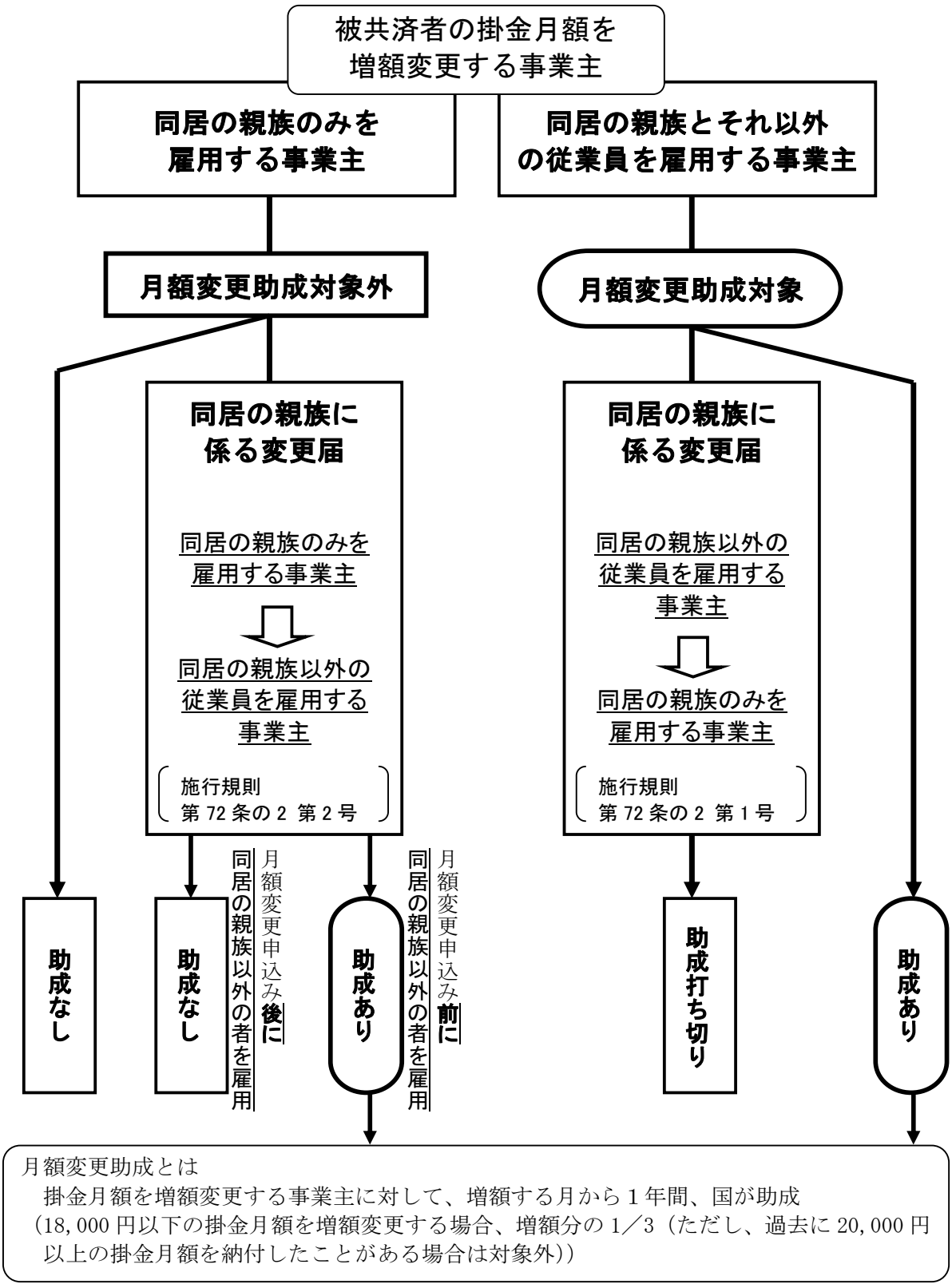


新規加入時:

「退職金共済契約申込書」に「同居の親族のみを雇用している事業所」か否かを申し出ていただきます。

※同居の親族とは、事業主と生計を一にする同居の親族をいいます。

月額変更助成の流れ
(同居の親族を雇用している事業主)



月額変更助成とは
掛金月額を増額変更する事業主に対して、増額する月から1年間、国が助成
(18,000円以下の掛金月額を増額変更する場合、増額分の1/3(ただし、過去に20,000円以上の掛金月額を納付したことがある場合は対象外))

掛金月額の増額時:

「掛金月額変更申込書」が提出された事業主について、「同居の親族のみを雇用している事業所」か否かをシステム上で確認します。

※同居の親族とは、事業主と生計を一にする同居の親族をいいます。

中退共制度についてはホームページで

中退共

検索

〒105-8077 東京都港区芝公園 1-7-6 退職金機構ビル
TEL : 03-3436-0151 (代表) FAX : 03-3436-0400